

はしがき（新版）

旧版は平成25年（2013年）7月5日に出版され、それから、10年以上が経過しました。

平成22年（2010年）4月1日に、保険法は商法から独立した単行法として施行されました。保険法は保険契約者・被保険者の保護を図る立法措置を多く取り入れる一方、重大事由がある場合、保険者による契約解除を可能とするなど、旧版の出版時は、その運用が注目されていました。平成28年（2016年）5月29日には改正保険業法が施行され、顧客への情報提供義務、意向把握確認義務など、保険募集および保険販売に関する規制が見直されました。

近年、気候変動または地震等による大規模災害の発生頻度の高まり、COVID-19のパンデミック等における、巨大かつ多様な社会的リスクへの対応がより求められ、保険を取り巻く環境は大きく変化しています。また、投資性の高い保険商品が多く勧誘され、顧客の意向に沿わない保険契約の不当な乗換えを行うなどの保険業者の行為が問題となっています。そのため、保険会社および保険募集人に対し準用・適用される金融商品取引法、金融サービス提供法および金融庁の保険監督指針は頻繁に改正されています。

このような状況において、本書は、旧版における全体の構成を再編集して、近年の重要な裁判例および学説を多く紹介しています。新たに気鋭の執筆者が加わり、各章を全面的に書き直すとともに、各原稿の内容を執筆者間で精査しました。他方で、旧版と同様に、本書は、保険の利用者である消費者の立場から、保険事件を消費者側で担当する弁護士、消費生活センターの相談員の方々のために、実務で役に立つ保険法のガイドブックをめざしました。学生の方にも、テキストとして利用していただくことができるように、簡潔な記述とともにビジュアルに工夫をしています。

旧版は、解説編と判例編の2分冊から構成されていました。本書の改訂に際し、それらを1冊に統合して、書名を『保険法 Map ——消費者のための保険法ガイドブック』から、『消費者のための保険法ガイドブック』にしま

はしがき（新版）

した。旧版の出版後においても、兵庫県弁護士会消費者保護委員会（保険法部会）のみなさんと、定期的に保険法の研究会を続けてきました。本書は、その成果物です。

本書の校正に際し、小西みも恵先生（桃山学院大学准教授）から、貴重なご指摘を賜りました。

本書の表紙には、鈴木理絵先生（洋画家）の貴作品『もしも未来がわかるなら』を使わせていただきました。先生各位には、厚く御礼申し上げます。

出版にあたり、民事法研究会の南伸太郎氏、野間紗也奈氏には多大のご尽力を賜りました。心から感謝を申し上げます。

2024年7月

編著者 今川 嘉文

はしがき（旧版）

保険法はわずか96条の法律ですが、保険商品や保険事故は多種多様であり、保険をめぐる法律関係はとても複雑です。

保険契約の一方の当事者である保険会社は保険のプロですが、保険を利用する消費者の側は全くの素人です。消費者側にとって、保険法の分野は複雑多岐でわからないことばかりです。そのことは弁護士であっても例外ではありません。保険法は司法試験の受験科目に入っていないこともあり、保険法の体系書を通読したことのある弁護士は案外少ないのではないかと推測されます。保険事故をめぐる相談や訴訟を実際に担当するようになって初めて保険法の本を開き、該当部分を読んだという弁護士も少なくないようにも思えます。

そこで、保険の利用者である消費者の立場に立ち、保険事故を消費者側で担当する弁護士等のために、わかりやすく、実務でも役に立つ保険法のガイドブックが必要なのではないかと考えました。問題点と解決策へのアクセスタイムを短くできるような本ができないかと考えたのです。

『保険法 Map』の「Map」は、文字どおり「地図」という意味です。ある地点（問題点）からある地点（解決）への道筋を示すことを目的としたものです。

また、本書は入門書であり、実務書であることをめざしています。わかりやすく、かつ実務で役に立つことを目的として、次のような特徴をもったものとしています。

第1に、本書は解説編と判例編の2分冊からなります。解説編は保険法の基礎的なテキストであり、判例編は判例集です。判例編の判例は基本判例と最新判例とに分けました。基本判例は、『保険法判例百選』（2010年12月発行）に掲載された判例の中から選びました。最新判例は、『保険法判例百選』発刊後に判例雑誌に掲載された最新の判例をカバーするものです。実務で役に立つように、事実認定やその立証に力点を置いた解説を心がけました。

はしがき（旧版）

第2に、見た目のわかりやすさを大切にしました。解説編では各章における重要事項を「Map」として簡潔に示しました。その章のサマリーないしアブストラクトの役割を果たすものです。そして、解説する内容について重要だと考えられる判例を「ポイント判例」、実務に役立つ重要な学説を「学説チェック！」という形で表示しました。事項索引はキーワード検索に役立ちます。判例編では、1判例について原則として見開き2頁に収めることとし、また図や表を用いることで一目で理解できる（アクセスタイムを短縮できる）ように工夫したつもりです。

第3に、「消費者のための保険法ガイドブック」であって保険法の体系書ではないので、消費者の立場からかかわることが少ないであろう項目は割愛しました。消費者の立場に立って使いやすいように整理しましたが、当然、現在の判例および学説の議論から遊離したものであってはならないことから、研究書・論文だけでなく、既存の体系書・基本書および判例集などを絶えず参照し、それらについては原典にあたりやすいように引用文献を明示しています。

本書は、入門書であり実務書であることをめざし、わかりやすくかつ実務で役に立つことを目的とするものですので、主として消費者側で保険事件を担当する弁護士、消費生活センターの相談員の方々に読んでいただくことを念頭においています。また、学生の方にもテキストとして利用していただくことができると思います。

保険法施行後、兵庫県弁護士会消費者保護委員会（保険法勉強会）では、3年間、月1回～2回の保険法の勉強会を続けてきました。合宿も何度か行いました。途中から、今川嘉文教授にも参加していただきました。それらの成果物として本書ができたことを、とてもうれしく思います。

最後になりましたが、本書の刊行にあたっては、民事法研究会の鈴木真介氏から、本書の内容や構成等についての助言等、多大な協力を得たことを深く感謝します。

編著者 内橋 一郎

第3章 保険契約の基礎

1 契約総論

(1) 保険契約の定義・適用範囲

保険契約は、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下、「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう」（保2条1号）と定義される。

旧商法は、営利保険（商502条9号）を適用対象とし、営利を目的としない共済契約には適用されていなかった。共済契約も、保険契約と同様の機能を有しているにもかかわらず、これを直接に規律する法律がなかった。

保険法は、保険契約について上記のように定義したことにより、共済契約についても、保険法の規定が及ぶ。

(2) 保険契約の当事者・関係者

保険契約者の当事者には、保険者と保険契約者がいる。保険契約の関係者には、被保険者と保険金受取人がいる。

(A) 保険者

保険者とは、保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう（保2条2号）。具体的には、保険会社、共済事業者などである。

(B) 保険契約者

保険契約者とは、保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう（保2条3号）。

第3章 保険契約の基礎

(C) 被保険者

(a) 損害保険契約の場合

損害保険契約の場合、被保険者とは、損害保険契約によりてん補される損害を受ける者をいう（保2条4号イ）。すなわち、被保険者は、被保険利益（保険事故が発生することにより被ることのあるべき経済的不利益）を有する者である。被保険者と保険契約者が同一である場合を自己のためにする損害保険契約という。被保険者と保険契約者が異なる場合を第三者のためにする損害保険契約という。たとえば、倉庫業者が保管している貨物について、貨物所有者を被保険者として、倉庫業者が保険契約者として契約する場合はこれにあたる。第三者のためにする損害保険契約について、被保険者は、受益の意思表示をすることなく、当然に利益を享受する（保8条）。

(b) 生命保険契約の場合

生命保険契約の場合、被保険者とは、その者の生存または死亡に関して保険者が保険給付を行うこととなる者をいう（保2条4号ロ）。損害保険の場合と被保険者の意味が異なる。被保険者と保険契約者が同一である場合を自己の生命の保険契約という。被保険者と保険契約者が異なる場合を他人の生命の保険契約という。他人の生命の保険契約（死亡保険契約）については、保険金取得目的での保険事故の故意招致などのモラルリスクや賭博防止の観点から、被保険者の同意が必要である（保38条）。

(c) 傷害疾病定額保険契約の場合

傷害疾病定額保険契約の場合、被保険者とは、その者の傷害または疾病に基づいて、保険者が保険給付を行うこととなる者をいう（保2条4号ハ）。生命保険と同様、被保険者と保険契約者が同一となる場合と、被保険者と保険契約者が異なる場合がある。被保険者と保険契約者が異なる場合については、給付事由が、傷害または疾病による死亡のみである場合には、契約を締結するにあたり、被保険者の同意が必要である（保67条）。

(D) 保険金受取人

保険金受取人とは、保険給付を受ける者として生命保険契約または傷害疾

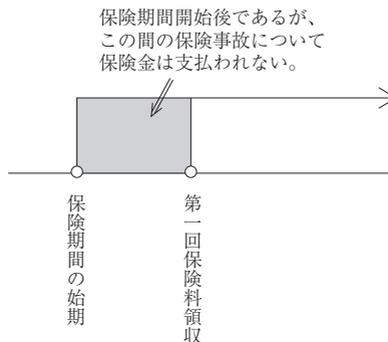
病定額保険契約で定める者をいう（保2条5号）。保険金受取人は、保険契約者が指定する。この指定は、保険事故が発生するまでは、変更可能である（保43条・72条）。なお、損害保険契約の場合、保険金を受け取ることができるのは、被保険利益の帰属主体（被保険者）のみであるから、保険契約者による指定はできない。保険金受取人と保険契約者とが同一である場合を自己のためにする保険契約という。保険金受取人と保険契約者とが異なる場合を第三者のためにする保険契約という。保険金受取人は、受益の意思表示をするまでもなく、当然に利益を享受する（保42条・71条）。

(3) 保険料の支払い

保険契約者は保険料を支払う義務がある（保険料支払義務。保2条1号3号）。保険料の支払方法としては、一時払いと分割払いがある。損害保険契約は保険期間1年のものが多いので、保険期間開始前に保険料を一時払いする契約が多い。これに対して、生命保険の保険料は分割払いであることが多い。多くの保険約款では、保険期間が開始されたとしても保険料領取前に生じた保険事故については保険金を支払わないとする責任開始条項が定められている。これは、保険料の迅速かつ確実な支払いを確保するためのものである（図表3-1）。

保険料の不払いは、保険契約者の債務不履行なので、解除事由となる。保

〔図表3-1〕 責任開始条項



第3章 保険契約の基礎

保険料不払いを理由に解除した場合に、その効果が遡及するのか、あるいは将来に向かって遡及するのかについては議論がある¹。保険法施行前ではあるが、責任開始条項のある保険契約で、保険料の支払いがないことを理由に解除した場合、保険者は保険責任を負担しておらず、解除の効果は遡及するので、保険者は経過期間の保険料を請求できないとした裁判例がある（最判昭和37・6・12民集16巻7号1322頁・百選^⑫）。

損害保険では、第2回目以降の保険料が支払われないうまま支払期日から1カ月を経過したときは、支払期日後に生じた事故について保険会社は免責される旨の条項が付されることが多い。滞納された保険料が支払われた場合、保険会社の責任はどうなるのか、保険料滞滞期間中に保険事故が起きたのか、滞滞解消後に保険事故が起きたのかが真偽不明の場合に、保険金支払義務の発生について争われた裁判例がある（下記最判平成9・10・17）。

ポイント判例

最判平成9・10・17民集51巻9号3905頁・百選^⑭

滞納された保険料の元本相当額全額が支払われれば保険会社の免責状態は解消されるが、保険金請求者が保険休止状態解消後に保険事故が起きたことを証明しなければならないとした。

生命保険契約につき、約定期間内に払込みがないときには当然に保険契約が失効する旨の無催告失効条項が消費者契約法10条により無効となるか争われたが、民法541条により求められる催告期間よりも長い猶予期間（1カ月）の存在、自動貸付けにより簡単に失効しないための配慮条項、保険料払込みの督促を行う実務上の運用等を考慮して消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にあたらなかった（最判平成24・3・16民集66巻5号2216頁）。

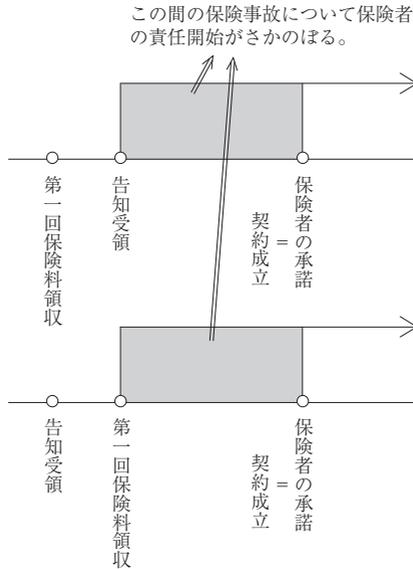
(4) 責任遡及条項

保険契約は、保険者の承諾があったときに成立するが、生命保険実務では、第1回の保険金受領後に保険者の承諾がなされるのが通例であるため、保険

1 百選^⑫解説26頁。

者が第1回保険料を受取り、契約の申込みを承諾した場合に、①第1回保険料相当額を受領し、または、②告知を受領していた場合には、①②のいずれか遅い時まで、保険者の責任開始をさかのぼらせる約款条項が定められている（責任遡及条項）（図表3-2）。

〔図表3-2〕 責任遡及条項



2 保険給付の履行期

(1) 保険法制定前の状況

保険法制定前には、約款は、履行期について、「当会社は、保険契約者または被保険者が第〇条（損害または傷害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います」との規定を設けていた。

ポイント判例

最判平成9・3・25民集51巻3号1565頁

火災保険約款の保険金支払時期の規定について、30日の猶予期間は合理性があるとしたうえで、ただし書部分については、①約款の文言は極めて抽象的であって、何をもちて必要な調査というのが条項上明らかでないこと、②必要な調査を終えるべき期間も明示的に限定されていないこと、③保険会社において所定の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつた場合に、一方的に保険契約者等の側のみに保険金支払時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方保険会社の側は支払期限猶予の利益を得るとするならば、それは、損害保険契約の趣旨・目的と相容れないことを理由に「同条ただし書は、これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合にあつても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するほかはない」として、その効力を否定した。

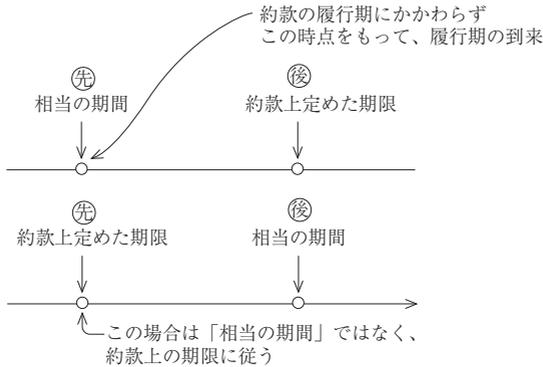
保険法は、上記最判平成9・3・25を踏まえ、保険者による保険事故の確認等の一定の調査の必要性および保険事故発生後の迅速な保険給付に対する要請を考慮して、保険給付の履行期に関する規定（保21条・52条・81条）を設け、立法的解決を図った。

(2) 期限の定めがある場合

保険法は、期限の定めを原則有効としつつ、保険給付を行うために確認することが必要な事項に関する確認をするための相当の期間を経過するものであるときは、その期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする（保21条1項・52条1項・81条1項）。相当の期間の判断にあたっては、請求者側が立証すべき事実に加え、保険者側が立証責任を負う免責事由も考慮する。また、当該案件の個別判断ではなく、契約類型・事故内容等で、一般的に相当の期間を判断するとされる。約定の期限が、上記相当の期間より前に到来した場合でも、当該相当の期間が到来するまで履行期の延長を認めるものではない（保21条1項）。本規定は片面的強行規定であり、上記従来型の約款（「〇〇日以内に支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います」）は

無効になる。約款上定めた期限よりも前に、上記相当な期間が到来したとして、保険金を請求する場合、相当の期間をすでに超えていることの立証責任は、請求者側が負うことになる。ただし、調査が必要な事項・その事項に通常どの程度の調査時間が必要かという情報は、保険会社側に偏在しており、調査囑託や文書提出命令の活用も検討する必要がある（図表3-3）。

〔図表3-3〕 相当の期間と約款上の定めの関係



(3) 期限の定めがない場合

期限の定めがない場合について、保険事故・てん補損害額の確認のために「必要な期間」を経過するまでは、保険者は遅滞の責任を負わないとしている（保21条2項・52条2項・81条2項）。「必要な期間」についての立証責任は、保険者側が負う。「必要な期間」については、免責事由の確認のための期間は含まれないため、保険法21条1項の「相当の期間」より短い期間になる。保険者は、期限を定めることもできたのに、あえて定めなかった以上、あくまで必要最低限の確認のための必要な期間に限りて遅滞の責任を負わないとされる。また、必要な期間は、個別の事案に応じて客観的に判断される。

(4) 契約者側の調査妨害

保険者が保険給付の確認のために必要な調査を行うにあたり、保険契約者側（損害保険では保険契約者・被保険者、生命保険・傷害疾病保険では保険契約

第3章 保険契約の基礎

者・被保険者・保険金受取人)が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合、保険者はこれにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない(保21条3項・52条3項・81条3項)。

調査妨害についての立証責任は、保険者側が負うことになる。これは片面的強行規定のため、本項以外の事由により保険者が遅滞の責任を負わないとする特約を定めても無効である。

3 消滅時効

(1) 保険給付請求権等の消滅時効期間

保険契約を基礎として生じる各種債権(保険給付請求権、保険料返還請求権、保険料積立金払戻請求権)については、事故に関する証拠保全の必要性と迅速な決済の必要性の観点から、3年という短期消滅時効が定められている(保95条1項。旧商法下では2年であったが保険契約者の保護に資することから保険法では3年とされた)これは、損害保険・生命保険・傷害疾病定額保険に共通の規定である。

(2) 保険料請求権の消滅時効期間

保険者からの保険料請求権の時効については、消滅時効期間を延長して保険者を保護する必要はないことから、旧法(旧商633条)の規定を維持し、消滅時効期間を1年としている(保95条2項)。

権利の内容	消滅時効期間
保険給付請求権	3年(保95条1項)
保険料返還請求権	3年(保95条1項)
保険料積立金払戻請求権(保63条・92条)	3年(保95条1項)
保険料請求権	1年(保95条2項)

(3) 性質、約款・合意による時効期間の変更

約款において消滅時効期間を延長または短縮することの可否については、

保険法には直接の規定はなく、民法等の解釈に委ねられている。

保険給付請求権の時効期間を延長する場合、時効の利益はあらかじめ放棄することができないとの規定（民146条）が問題になるが、これは、経済的弱者である債務者を保護する趣旨に基づく規定であるから、経済的強者である保険会社が、自らの不利を承知したうえで、時効期間を自らの不利に（消費者に有利に）なるように変更することは許されると思われる。旧商法下の実務でも、商法の定め比して消費者に有利な時効期間を定める約款が適用されており、問題ないというべきである。

他方、短縮する場合は、すでに民法の規定に比して短期となっている保険契約者等の権利行使期間をさらに減縮することになり、保険契約者の保護に資するために消滅時効期間を延長した保険法の趣旨にも反することから、基本的に無効であると考えられる。

(4) 起算点

消滅時効の起算点は、権利を行使することができる時である（保95条）。これに関し、保険金請求の場合、いつから権利を行使することができる時にあたるかについては議論がある。一部の事例について判例の判断が示されているものの判例の態度が明らかでない部分もある。

学説チェック！

権利を行使することができる時の学説は次のとおりである²。

- ・ 保険事故発生時説³
→ 保険事故発生時を消滅時効の起算点とする。
- ・ 保険事故了知時説⁴
→ 保険金請求権者が保険事故の発生を知った時または知りうべかりし時を起算点とする。
- ・ 猶予期間経過時説⁵
→ 保険約款で、保険金請求手続後、一定の猶予期間経過後に履行期が到来す

2 学説を紹介している文献としては、森義之「判解」最判解民平成15年度(下) 783頁～785頁。

3 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（1985年、有斐閣）296頁。

4 村上隆吉『保険法論』（1915年、法政大学）516頁。

5 花房一彦「保険金請求権の消滅時効の起算点」商学論集3号（1969年）60頁～61頁。

編著者・執筆者一覧

《編著者》

今川 嘉文 龍谷大学法学部 教授

【主著】単著『激変する医療法人の運営・資金調達・承継の法律実務』（2023年、日本加除出版）、単著『中小企業オーナーのための財産・株式管理と承継の法律実務』（2020年、弘文堂）、ほか

【略歴】公認会計士試験 試験委員

内橋 一郎 ウェリタス法律事務所 弁護士

【主著】編著『保険法 Map～解説編』（2013年、民事法研究会）、共著『先物取引被害と過失相殺～過失相殺の抑制に向けた理論と実務』（2006年、民事法研究会）、ほか

【略歴】兵庫県弁護士会消費者保護委員会委員

《執筆者》

加藤 昌利 ともしび法律事務所 弁護士

重村 禎昭 神戸東灘法律事務所 弁護士

武本夕香子 ウェリタス法律事務所 弁護士

浦本 真希 神戸湊川法律事務所 弁護士

後藤 崇 明石本町法律事務所 弁護士

鈴木 尉久 間瀬・鈴木法律事務所 弁護士

村木 亨輔 虎ノ門法律経済事務所神戸支店 弁護士

《各章の執筆担当者》

各章の内容		執筆担当者
第1章	保険制度の概要	今川嘉文
第2章	保険契約の流れ	小倉清嗣・今川嘉文
第3章	保険契約の基礎	加藤昌利
第4章	保険約款	曾我智史・鈴木尉久・浦本真希
第5章	保険募集における情報提供規制と私法上の説明義務・助言義務	内橋一郎・武本夕香子・加藤昌利
第6章	告知義務をめぐる諸問題	重村禎昭・今川嘉文・武本夕香子
第7章	通知義務をめぐる諸問題	小倉清嗣・後藤崇・村木亨輔
第8章	保険免責の基礎	加藤昌利・後藤崇
第9章	自動車保険	森田将弘・加藤昌利・後藤崇・内橋一郎・鈴木尉久・武本夕香子
第10章	火災保険	曾我智史・村木亨輔・浦本真希
第11章	地震保険	曾我智史・今川嘉文
第12章	責任保険	曾我智史・今川嘉文
第13章	生命保険の基礎	小倉清嗣・今川嘉文
第14章	生命保険等の保険金受取人	重村禎昭・今川嘉文・武本夕香子
第15章	傷害保険金をめぐる請求	内橋一郎・浦本真希
第16章	疾病保険と契約前発病不担保条項	曾我智史・今川嘉文
第17章	外貨建て保険・変額保険の販売規制	今川嘉文

《新版・旧版の執筆者》

各 版	執筆者
新 版	今川嘉文・内橋一郎・加藤昌利・重村禎昭・武本夕香子・浦本真希・後藤崇・鈴木尉久・村木亨輔
旧 版 (解説編)	今川嘉文・内橋一郎・加藤昌利・重村禎昭・小倉清嗣・曾我智史・森田将弘
旧 版 (判例編)	今川嘉文・内橋一郎・加藤昌利・重村禎昭・武本夕香子・井上伸・笹川宏・佐藤進一・曾我智史・富田智和・森田将弘・八隅美佐子

消費者のための保険法ガイドブック

2024年9月6日 第1刷発行

編著者 今川嘉文・内橋一郎

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 **民事法研究会**

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

[営業]TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集]TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。

ISBN978-4-86556-639-0

カバーデザイン 関野美香

カバー作品 鈴木理絵『もしも未来がわかるなら』